

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	市民課(各市民サービスセンター、南郷事務所含む)	住民基本台帳法第7条	住民票関係情報であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	庁内連携システム	日次
2	保健予防課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の1、16の2	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの	庁内連携システム	日次
3	住民税課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の5	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	税務システム	随時
4	収納課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の5	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	税務システム	随時
5	子育て支援課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の10の2、20、21	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの八戸市ひとり親家庭等医療給付費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの八戸市乳幼児等医療費給付条例による乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	庁内連携システム 紙	日次
6	健康づくり推進課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の13、17	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育療養の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	庁内連携システム	日次
7	障がい福祉課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	庁内連携システム	日次